

高知県道路交通法施行細則（昭和 35 年高知県公安委員会規則第 5 号）の一部改正について

公開日 2015 年 07 月 28 日

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

道路運送車両法の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）

3 規則等の制定日 - 平成 27 年 7 月 28 日（火曜日）

4 結果公示の日 - 平成 27 年 7 月 28 日

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）第 38 条第 4 項第 1 号に該当

6 適用除外の理由

高知県道路交通法施行細則第 11 条の改正規定については、道路運送車両法の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年国土交通省令第 52 号）が平成 27 年 7 月 10 日に施行され、同日から道路運送車両法の保安基準に基づく搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を行うことができることとなり、公益上緊急に規則を定める必要があるため。

7 規則等の概要

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

別添のとおり

新旧対照表

別添のとおり

8 参考

高知県道路交通法施行細則第 1 条の改正規定は、高知県行政手続条例第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる意見公募手続等の規定を適用しない規則を定めるものです。

9 担当課・連絡先

担当者：高知県警察本部交通部交通企画課

住所：高知市丸ノ内二丁目 4 番 30 号

電話番号：088 - 826 - 0110（内線 5012、5016）

## 公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月28日

高知県公安委員会委員長

英正

高知県公安委員会規則第7号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「届出」を「届出又は法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請若しくは同条第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請」に改める。

第11条第13号中「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による構造改革特別区域計画に係る内閣総理大臣の認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）」を「法第77条第1項第4号の規定による許可」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（公安委員会にする申請等）

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（公安委員会にする申請等）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

(1) 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出又は法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請若しくは同条第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請。土佐署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

(1) 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出。土佐署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

(2) 略

(2) 略

2・3略

2・3略

（運転者の遵守事項）

（運転者の遵守事項）

第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(12)略

(1)～(12)略

(13) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項第4号の規定による許可を受けて実施する搭乗型移動支援ロボットの公道実証事業に係る公道実証実験事業において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記

(13) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（構造改革雙別厄擦塾：一い杓衷14先浩律第189号）一第生条第旦攘c。一規定による構涎改蔓特別区撼吐画巨係丞襲閣総理大臣笠認定一（同娯笥互条第1項咬規定によ一蚕農り墜度を含tr,）を受けて実施する搭乗型移動支援ロボットの公道実証事業に係る公道実証実験事業において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転すると

載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること  
と口

(14)略

きは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付  
自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号  
を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

(14)略